

# 久慈市定額減税補足給付金のご案内

- 物価高に対応するための一時的な支援措置として実施される定額減税（所得税3万円・個人住民税1万円）。**定額減税補足給付金**は、この定額減税による支援を十分に受けられないと見込まれる方に支給する給付金で、対象者にはお手紙をお送りします。
- 給付金を受け取るには、**手続きが必要**です。**期限までに手続きされない場合は支給を受けられません**のでご注意ください。
- お手紙が届いた方は、同封されている**確認書を返信用封筒で返送**、または**確認書に記載の二次元コードからオンライン申請**をしてください。

手続き期限  
**10月31日**  
忘れずに！

## ① 支給対象者



- 次の全てに該当する方が対象です。  
※合計所得金額が1,805万円を超える方を除きます。
- ①令和6年1月1日時点で久慈市に住所がある納税義務者（税金を納める方）
  - ②**税額**（令和6年分推計所得税額または令和6年度個人住民税所得割額）**よりも定額減税可能額が多い方**（減税しきれないと見込まれる方）

## ② 給付金の支給額



給付金の支給額は、次の方法で計算します。  
※人数…本人+令和5年12月31日時点の扶養親族数（国外居住者は除く）

●**所得税分**

定額減税可能額 3万円×人数※	—	令和6年分 推計所得税額	=	①
--------------------	---	-----------------	---	---

●**住民税分**

定額減税可能額 1万円×人数※	—	令和6年度 住民税所得割額	=	②
--------------------	---	------------------	---	---

**支給額 = ①+②（1万円単位に切り上げ）**

## ③ 手続きの方法



手続き完了後、1か月程度でお振り込みいたします

お手元に届いた確認書には、支給対象者のお名前や給付金の計算内容と支給額が記載されています。  
**給付金を受け取るには手続きが必要**ですので、次のいずれかの方法で手続きをお願いします。

（市役所1階・税務課への持参可）

返送も印刷も不要で便利です

### スマートフォンなどからオンラインで申請



確認書に記載された**二次元コード**をスマートフォンなどで読み取ってください。  
確認書の表面右上にある**通知IDとパスワード**（西暦での生年月日8桁 ※0含む）を入力してログインし、申請してください。  
※確認書の返送や書類の印刷は不要です。

切手は不要です

### 同封の返信用封筒で確認書を返送



確認書に記載された内容を確認のうえ、お名前と連絡先などを記入し、**確認書類と一緒に返信用封筒で返送**してください。  
※本人確認書類（運転免許証など）のコピーや、振込先口座確認書類のコピーなど同封していただく書類があります。



土日祝含む  
9時～20時  
問合せOK

●お問い合わせ先● ※コールセンターは11月まで開設  
久慈市定額減税補足給付金コールセンター  
☎0120-688-005（フリーダイヤル）

よくあるご質問と回答は、裏面をご覧ください。



# よくあるご質問と回答

## ① そもそも“定額減税”とは何ですか？

→回答…物価高に対応するための一時的な措置として、本人※と配偶者を含めた扶養親族1人につき、令和6年分の所得税を3万円、令和6年度の個人住民税を1万円減税する制度です。  
※課税されない方、国外にお住まいの方、合計所得金額が1,805万円を超える方は対象外

## ② 支給額の計算式に“令和6年分推計所得税額”とあります。“推計”とはどういう意味ですか？

→回答…住民税は前年の所得等を基に税額を決定しますが、所得税は、その年の所得等を基に税額が決まるため、現時点では令和6年分の所得税額は決まっています。  
そのため、算定時点で久慈市が入手可能な令和5年分の所得等を基に税額を推計しています。  
最終的に支給額が不足した場合は、令和7年度に追加で支給予定です。

## ③ 今後、申告などで税額が変更になり、支給額に不足が出た場合はどうなりますか？

→回答…最終的な税額等を基にして、令和7年度に追加で支給予定です。

## ④ 支給額の計算式にある数字と、実際の数字が大きく違う気がします。どうすればよいですか？

→回答…確定した税額等を基に、最終的に支給額が不足した場合は、令和7年度に追加で支給予定です。ただし重大な相違があると認められる場合は、支給額の再算定を行う場合もありますので、コールセンター（☎0120-688-005）までご連絡ください。  
※退職などで令和5年分と令和6年分の所得が大きく異なり、支給額が不足した場合などは、最終的な税額等を基にして、令和7年度に追加で支給する予定です。

## ⑤ 支給対象者が亡くなった場合はどうなりますか？

→回答…支給対象者本人が、確認書の返送・申請“前”にお亡くなりになった場合、**給付金は支給されません**。確認書の返送・申請“後”にお亡くなりになった場合は、**支給対象者本人への支給が行われ、他の相続財産とともに相続の対象になります**。ただし、令和7年度に予定する追加給付の対象にはなりません。

## ⑥ 今後、市外に引っ越す可能性があるのですが、令和7年度の追加の給付金はどうなりますか？

→回答…この給付金は1月1日時点でお住まいの市区町村から支給されます。最終的に支給額が不足した場合、**令和7年度に予定する追加の給付金は、令和7年1月1日時点でお住まいの市区町村から支給されることとなります**。引っ越し先の市区町村に申請が必要になる場合がありますので、こちらから**支給決定後にお送りする通知ハガキを証明書類として大切に保管**してください。



**詐欺にご注意を!!**

「還付を受けられます」と切り出し、ATM操作のお願いや個人情報聞き出すことはありません。  
不審な電話やメールがあったときは、久慈警察署(☎53-0110)か警察相談専用電話(☎#9110)へご連絡ください。



土日祝含む  
9時～20時  
問合せOK

●お問い合わせ先● ※コールセンターは11月まで開設  
久慈市定額減税補足給付金コールセンター  
☎0120-688-005 (フリーダイヤル)